

実施要領

1. 件 名 松山市地域振興構想策定支援業務委託

2. 概要及び目的

この要領は、本市の特色を生かした地域の賑わい創出の将来像を表す松山市地域振興構想を策定するため、調査分析や市民意見の反映を適切に行うことで、本市独自のビジョンを策定するとともに、策定後の周知啓発を効果的に実施するために外部の専門業者を選定することを目的とする。

3. 業務内容 仕様書（別紙1）のとおり

4. 履行期間 契約締結日から令和7年3月31日まで

5. 履行場所 市長が指定する場所

6. 契約方法 指名型プロポーザル方式による随意契約

7. 提案限度価格 12,199,000円（2か年度総額。消費税及び地方消費税を含む。）
（限度額内訳）令和5年度：5,500,000円
令和6年度：6,699,000円
なお、提案限度価格を超える提案については無効とする。

8. 評価基準 評価基準書（別紙2）のとおり

9. 選考方法

- （1）委託事業者は、指名型プロポーザル方式により選考する。
- （2）委託事業者は、選考委員会の評価に基づき市長が決定する。
- （3）選考は、評価基準書に基づき提案書等、プレゼンテーション・ヒアリング等の審査により行うこととするが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況に応じてオンラインでのプレゼンテーションまたは書面審査に変更する場合がある。
- （4）選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。
ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。
- （5）評価点の合計が同点の場合は、選考委員会の多数決により選考する。
- （6）選考結果は参加者すべてに通知する。
- （7）参加者が1者の場合は、本プロポーザルを中止する。

10. 選考委員会の構成

選考委員会は市職員5名で構成する。なお、外部の有識者（2名）を置き、意見を求めるものとする。

11. 実施要領に関する質問・回答・公表

（1）受付期間 令和5年4月14日から令和5年4月24日（午後5時まで）

（2）受付方法

別紙様式に基づき質問書に質問事項を記載し、電子メールで提出するものとし、電話・来庁・FAX・口頭等での質問は受付けないものとする。

また、電子メールを送信した後に、まちづくり推進課まで送信した旨の電話をすること。

なお、質問は、参加表明書、提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限り受け付けるものとする。

（3）回答及び公表

質問者に令和5年4月28日（午後5時）までに電子メールで回答するとともに、松山市ホームページで公表する。

ホームページアドレス <https://www.city.matsuyama.ehime.jp/>

1 2. 参加承諾、辞退届の提出

- (1) 提出期限 令和5年5月9日 午後5時(必着)
- (2) 提出場所 松山市二番町四丁目7-2
松山市坂の上の雲まちづくり部まちづくり推進課 担当: 矢野、佐竹
- (3) 提出方法 持参又は郵送等(信書の郵送に適する方法)
*持参の場合は9時~17時(土日、祝日を除く)

1 3. 提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和5年5月24日 午後5時(必着)
- (2) 提出書類
 - ①提案書 ・A4縦置きで作成すること。
・提案書には、仕様書に記載の業務内容の実現のための企画提案に加えて、業務の実施体制や業務実績が分かる記載や資料を添付すること。
 - ②参考見積書(消費税及び地方消費税を明記すること)
・別紙として、「積算内訳書」を添付すること。
- (3) 提出部数 各7部(正本1部・副本6部)
- (4) 提出場所 松山市二番町四丁目7-2
松山市坂の上の雲まちづくり部まちづくり推進課 担当: 矢野、佐竹
- (5) 提出方法 持参又は郵送(信書の郵送に適する方法)
*持参の場合は9時~17時(土日、祝日を除く。)

1 4. プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施

- (1) 実施日時 令和5年6月上旬【予定】
- (2) 実施場所 詳細な実施場所については、後日、別途通知する。
- (3) 実施時間 1者につき35分程度 プレゼンテーション 20分程度
ヒアリング 15分程度
- (4) 出席者
 - ①1者につき5名までとする。
 - ②業務責任者となる予定の者は原則、出席すること。
- (5) 留意事項
プレゼンテーションは、提出した提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえた上でパソコン・プロジェクター等による説明は許可する。この場合、プロジェクター及びスクリーンは松山市が用意するが、パソコン、スピーカー、その他機器等は持ち込み可能な範囲の機器とし、参加者が用意すること。
なお、プレゼンテーション・ヒアリングは個別に行い、非公開とする。

1 5. スケジュール

- (1) 指名通知・実施要領等の配布 令和5年4月14日
- (2) 実施要領等に関する質問の受付 令和5年4月14日
~令和5年4月24日
- (3) 実施要領等に関する質問の回答・公表 令和5年4月28日
- (4) 参加承諾・辞退届の提出締切り・公表 令和5年5月9日
- (5) 提案書等の提出締切り 令和5年5月24日
- (6) プレゼンテーション・ヒアリング審査 令和5年6月上旬(予定)
(正式な日時・場所は、後日、別途通知する。)
- (7) 特定・非特定結果の通知・公表 令和5年6月下旬(予定)
- (8) 契約締結・公表 令和5年6月下旬(予定)

1 6. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 実施要領に違反した場合
- (3) 公正を欠いた行為があったとして選考委員会が認めた場合
- (4) 提出書類に不備、錯誤があり、選考委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合

- (5) 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合
- (6) 最低水準点を設けた項目において、各選考委員の評価点の平均点が最低水準点に満たない場合
- (7) 指名通知の日から契約締結日までに松山市の入札参加資格停止または入札参加制限の措置を受けた場合

17. 無効事項

以下のいずれかの事項に該当する場合は、無効とする。

- ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ② 「7 提案限度価格」を超えた見積額を提示した場合

18. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、選考委員会から要請のあったものはこの限りではない。
- (4) 採用された提案書等の著作権は松山市に帰属する。
- (5) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 提出された提案書等は、松山市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- (7) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (8) 本プロポーザルの参加を辞退した者は、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを行わない。
- (9) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項は事務局が定める。
- (10) 特定結果の公表の際は、被特定者以外の参加者と評価結果が結びつかないように配慮する。ただし、参加者数が2者のみの場合はこの限りでない。

19. 事務局

〒790-8571

松山市二番町四丁目7-2

松山市坂の上の雲まちづくり部まちづくり推進課 担当：矢野、佐竹

TEL：089-948-6996

FAX：089-934-1821

メールアドレス：sakanoue@city.matsuyama.ehime.jp